

健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」
を補完する事例集（Q&A）新旧対照表

（下線部が改正箇所）

改正後（案）	改正前
<p>目次</p> <p>【第三者提供 第 27 条、第 29 条、第 30 条関係】</p>	<p>目次</p> <p>【第三者提供 第 27 条、第 29 条、第 30 条関係】</p>
<p>問 3 1 0 <u>資格確認書</u>の検認又は更新の際には、事業所に一括して送付し、事業所から各被保険者へ配布しています。このようなやり方は第三者提供に当たり、本人の同意が必要となりますか。</p>	<p>問 3 1 0 <u>健康保険被保険者証</u>の検認又は更新の際には、事業所に一括して送付し、事業所から各被保険者へ配布しています。このようなやり方は第三者提供に当たり、本人の同意が必要となりますか。</p>
<p>問 3 1 3 被扶養者本人に対する<u>資格確認書</u>の更新の際には、被扶養者の同意を得ずに被保険者本人に交付することはできますか。</p>	<p>問 3 1 3 被扶養者本人に対する<u>健康保険被保険者証</u>の更新の際には、被扶養者の同意を得ずに被保険者本人に交付することはできますか。</p>
<p>問 3 4 7 <u>（欠番）</u></p>	<p>問 3 4 7 <u>当健保組合では、療養給付記録欄がある紙の被保険者証を発行していますが、これは、被保険者が受診する場合は被扶養者に関する個人情報を、被扶養者が受診する場合は被保険者に関する個人情報を、それぞれ情報主体と異なる者（受診者）が第三者（医療機関）に提供する形になっていますが、法上、問題がありますか。</u></p>
<p><総論（「用語の定義」等関係）></p>	<p><総論（「用語の定義」等関係）></p>
<p>問 3 1 0 <u>資格確認書</u>の検認又は更新の際には、事業所に一括して送付し、事業所から各被保険者へ配布しています。このようなやり方は第三者提供に当たり、本人の同意が必要となりますか。</p> <p>（回答）</p> <p><u>資格確認書</u>の交付、訂正、検認又は更新は、健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）第 47 条～第 50 条において事業主を経由して行うこととされており、法第 27 条第 1 項第 1 号の「法令に基づく場</p>	<p>問 3 1 0 <u>健康保険被保険者証</u>の検認又は更新の際には、事業所に一括して送付し、事業所から各被保険者へ配布しています。このようなやり方は第三者提供に当たり、本人の同意が必要となりますか。</p> <p>（回答）</p> <p><u>健康保険被保険者証</u>の交付、訂正、検認又は更新は、健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）第 47 条～第 50 条において事業主を経由して行うこととされており、法第 27 条第 1 項第 1 号の「法令</p>

<p>合」に該当するため、事業所に送付することについて本人の同意を得る必要はありません。</p>	<p>に基づく場合」に該当するため、事業所に送付することについて本人の同意を得る必要はありません。</p>
<p>問 3 1 3 被扶養者本人に対する<u>資格確認書</u>の更新の際には、被扶養者の同意を得ずに被保険者本人に交付することはできますか。</p> <p>(回答)</p> <p>健康保険法施行規則第 50 条第 5 項及び第 6 項の規定により、事業主を経由して、被保険者に交付しなければならないとされており、法第 27 条第 1 項第 1 号の「法令に基づく場合」に該当するため、被扶養者本人の同意を得ずに被保険者へ交付することが可能です。</p>	<p>問 3 1 3 被扶養者本人に対する<u>健康保険被保険者証</u>の更新の際には、被扶養者の同意を得ずに被保険者本人に交付することはできますか。</p> <p>(回答)</p> <p>健康保険法施行規則第 50 条第 5 項及び第 6 項の規定により、事業主を経由して、被保険者に交付しなければならないとされており、法第 27 条第 1 項第 1 号の「法令に基づく場合」に該当するため、被扶養者本人の同意を得ずに被保険者へ交付することが可能です。</p>
<p>問 3 4 7 (欠番)</p> <p>[削除]</p>	<p>問 3 4 7 <u>当健保組合では、療養給付記録欄がある紙の被保険者証を発行していますが、これは、被保険者が受診する場合は被扶養者に関する個人情報を、被扶養者が受診する場合は被保険者に関する個人情報を、それぞれ情報主体と異なる者（受診者）が第三者（医療機関）に提供する形になっていますが、法上、問題がありますか。</u></p> <p>(回答)</p> <p><u>被保険者と被扶養者は異なる個人であり、相手の情報を第三者に提供することとなりますが、個人情報取扱事業者には当たらないため、法上提供するに当たってそれぞれ相手の同意を得る必要はありませんが、相手の情報が安易に提供されることは本人情報の保護の観点から望ましい状態とは言えません。現在は、被保険者及び被扶養者が、療養給付記録欄が削除されたそれぞれ別個の被保険者証を有することができる措置が講じられているので、健保組合においては被保険者証を切り替えることにより、相手の情報が安易に提供されないようにする</u></p>

ことが望ましいと考えます。